短期入所生活介護
ショートステイ　ほりごめの里

契約書

重要事項説明書

個人情報の取扱いについて

利用者：　　様

社会福祉法人　圓会

「指定短期入所生活介護（ショートステイ）」
ショートステイ　ほりごめの里　利用契約書

社会福祉法人　圓会(以下「事業者」という。)が契約者に対して行う介護予防短期入所生活介護、及び短期入居生活介護（以下「短期入所生活介護等」といいます。）について、次のとおり契約を締結します。

(契約の目的)

第１条　事業者は、介護保険法等関係法令及びこの契約書に従い、契約者に対し、契約者が可能な限り居宅においてその能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、各種サービスを提供します。

(契約期間)

第２条　本契約有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間満了日までとします。

２　上記契約期間満了日の２日以上前に契約者から更新拒絶の申し出がない場合、事業者は契約者に対し、契約更新の意思を確認し、本契約と同一内容での更新の意思が確認された場合には、更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

３　契約者から更新拒絶の意思が表示された場合、事業者は、他の事業者の情報を提供するなど、必要な措置をとります。

(短期入所生活介護計画の決定・変更)

第３条　事業者は、契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合にはそれに沿って契約者の短期入所生活介護計画を作成するものとします。

２　事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、短期入所生活介護計画の作成を行います。その場合に、事業者は、契約者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。

３　事業者は、短期入所生活介護計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。

４　事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が変更された場合、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、短期入所生活介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、短期入所生活介護計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、短期入所生活介護計画を変更するものとします。

５　事業者は、短期入所生活介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、そ

の内容を確認するものとします。

（介護保険給付対象サービス）

第４条　事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、契約者に対して、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。

（介護保険給付対象外のサービス）

第５条　事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える短期入所生活介護サービスを提供するものとします。

２　前項の他、事業者は、理美容のサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。

３　前２項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。

４　事業者は第１項及び第 2 項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

（契約期間と利用期間）

第６条　本契約でいう「契約期間」とは、第 2 条に定める契約の有効期間をいい、「利用期間」とは、第 2 条で定められた契約期間内において、事業者が契約者に対して、現に短期入所生活介護サービスを実施する期間をいいます。

（サービス利用料金の支払い）

第７条　事業者は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、介護保険給付額という。）の限度において、契約者に代わって市町村から支払いを受けます。

２　契約者は要介護度に応じて第４条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：サービス利用料金の 1 割～3 割）を事業者に支払うものとします。

但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。

（要介護認定後又は居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。）

３　第５条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。

４　前項の他、契約者は利用期間中の食事代と契約者の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を事業者に支払うものとします。

5　契約者は、前4項に定めるサービス利用料金をサービスの利用終了時に、支払うものとします。

（利用の中止・変更・追加）

第8条　契約者は、第6条に定める利用期間前において、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。
この場合には、契約者はサービス開始日の前日までに事業者に申し出るものとします。

2　契約者が、利用開始日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

3　事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満室で契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間を契約者に提示して協議するものとします。

4　契約者は、第6条に定める利用期間中であっても、サービスの利用を中止することができます。

5　前項の場合に、契約者は、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第12条第3項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、利用終了日に精算するものとします。

6　第4項により契約者がサービスの利用を中止し、事業所を退所する場合において、事業者は、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うものとします。

（利用料金の変更）

第9条　第7条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。

2　契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

（事業者及びサービス従事者の義務）

第１０条　事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

2　事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の医師又は看護職員もしくは主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。

3　事業者及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わない

ものとします。

4　事業者は、契約者に対する短期入所生活介護サービスの提供について記録を作成し、それを２年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

5　事業者は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

（守秘義務等）

第１１条　事業者及びサービス従事者又は従業員は、短期入所生活介護サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

2　事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

3　前２項にかかわらず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

（業務継続に向けた取組み）

第１２条　当事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続に提供できる体制を構築するために以下の措置を講じます。

〇業務継続に向けた計画等の策定

〇定期的な研修および訓練の実施

（高齢者虐待防止について）

第１３条　事業者及びサービス従事者又は従業員は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとします。

〇虐待を防止するためのサービス従事者又は従業員に対する研修の実施

〇利用者およびその家族からの苦情処理体制の整備

〇その他虐待防止のために必要な措置

2　事業者は、サービス提供中に養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

（契約者の施設利用上の注意義務等）

第１４条　契約者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。

２　契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は、契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。

３　契約者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

４　契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

（損害賠償責任）

第１５条　事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 11 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。

２　事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

（損害賠償がなされない場合）

第１６条　事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。

とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

１　契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合

２　契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合

３　契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合

４　契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

第１７条　事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサー

ビスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

第１８条　契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

一　契約者が死亡した場合

二　要介護認定により契約者の心身の状況が自立と判定された場合

三　事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

四　施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合

五　事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

六　第17条から第19条に基づき本契約が解約又は解除された場合

２　事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

（契約者からの中途解約）

第１９条　契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の７日前までに事業者に通知するものとします。

２　契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。

一　第９条第３項により本契約を解約する場合

二　契約者が入院した場合

三　契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

（契約者からの契約解除）

第２０条　契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

１　事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合

２　事業者もしくはサービス従事者が第11条に定める守秘義務に違反した場合

３　事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

４　他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（事業者からの契約解除）

第２１条　事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

１　契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

２　契約者による、第 7 条第 1 項から第 4 項に定めるサービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合

３　契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（精算）

第２２条　第 16 条第 1 項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第 12 条第 3 項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から 1 週間以内に精算するものとします。

（苦情・虐待相談受付処理）

第２３条　契約者、契約者の後見人、契約者の家族または身元引受人は、事業者が提供する介護サービス等に疑問や苦情がある場合、いつでも別紙「重要事項説明書」記載の苦情受付窓口に問合せ及び申し立てることができます。その場合、事業者はすみやかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無並びに改善の方法について利用者に文書で報告します。

２　事業者は契約者、契約者の後見人、契約者の家族または身元引受人から前項の疑問、問合せ及び苦情申立がなされたことをもって、利用者に対しいかなる不利益、差別的扱いはいたしません。

（協議事項）

第２４条　本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

「指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
（栃木県指定　第 0970203857 号）

当事業所はご契約者に対して、指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方々が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

１．事業者

（1）法　人　名　社会福祉法人　圓会
（2）法人所在地　群馬県太田市上小林町 1465-1
（3）電 話 番 号　0276-25-5666
（4）代表者氏名　理事長　園田　哲男
（5）設立年月日　平成 7 年 4 月 1 日

２．事業所の概要

（1）事業所の種類　指定（介護予防）短期入所生活介護事業所　令和６年１０月１日指定
（2）事業所の名称　ショートステイ　ほりごめの里
（3）事業所の所在地　栃木県足利市堀込町１６４８番地１
（4）電話番号　０２８４-６４-８５７９
（5）ＦＡＸ番号　０２８４-６４-８４４３
（6）事業所長（管理者）　竹ヶ原　亮
（7）当事業所の運営方針　従業者は、要支援者・要介護者等の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
（8）開設年月日　平成２１年１２月　１日
（9）利用定員　４０人
（１０）居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は個室及び多床室で洗面台を備え、冷暖房完備です。日常生活は、食堂・リビング・浴室があり、トイレ 10 か所を設置しております。

居室・設備の種類	既存部分 室　数	増築部分 室　数	合　計 室　数	備　　考
居室（１人部屋）	８室		８室	
居室（２人部屋）	６室		６室	
居室（４人部屋）		５室	５室	
便　　所	５か所	５か所	１０か所	
浴　　室	１室	１室	２室	
医　務　室	１室		１室	
機　械　浴　室	１室	１室	２室	
汚　物　処　理　室	１室	１室	２室	
厨　　房		１室	１室	
洗　濯　室	１室	１室	２室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に設置が義務付けられている施設・設備です。

３．職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、
以下の職種の職員を配置しています。

〈 主な職員の配置状況 〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職　　種	常勤換算	指定基準
１．施設長（管理者）	１名	１名
２．生活相談員	１名以上	１名
３．看護職員又は介護職員	１４名以上	１４名
４．機能訓練指導員	１名以上	１名（兼務可）
５．医師	（非常勤） １名	必要数
６．栄養士	１名	１名

※常勤換算…職員それぞれの週あたりの勤務時間総数を、当事業所における
常勤職員の所定の勤務時間数（例：週４０時間）で除した数です。
（例）週８時間勤務の介護職員が５名いる場合、常勤換算では
１名（８時間×５名÷４０時間＝１名）となります。

〈 主な職種の勤務体制 〉

職　種	勤　務　体　制
1．医師	隔週水曜日　１３：３０～１４：３０
2.管理者	日中　　８：３０～１７：３０
3.生活相談員	日中　　８：３０～１７：３０　１名以上
2．介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早　番　　７：００～１６：００　４名 日　勤　　８：３０～１７：３０　２名 中　番　１０：００～１９：００　２名 遅　番　１１：００～２０：００　４名 準夜勤　１７：００～　１：００　２名 深夜勤　　１：００～　９：００　２名
3．看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中　　８：００～１７：００　１名以上
4．機能訓練指導員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中　　８：００～１７：００　１名以上

4．当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

（1）　利用料金の７～９割が介護保険から給付される場合
（2）　利用料金の全額をご契約者にご負担いただく場合

（1）介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第４条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（7～9 割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

① 食事（但し、食費は別途いただきます）

・当事業所では、委託先の栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況、生活習慣及び嗜好を考慮した食事を提供します。

・ご契約者の自立支援のため、離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）朝食 8：00～9：00　昼食 12：00～13：00　夕食 17：30～18：30

② 入浴

・入浴又は清拭を一週間に最低２回行います。

・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排泄

・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

・看護師及び担当者により、ご契約者の心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復、又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 健康管理

・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。

・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

・ご契約者が相互に社会的関係を築き、それぞれの役割を持って生活できるよう配慮します。

・教養、趣味、娯楽などの活動をしていただく機会を作るよう配慮します。

・ご契約者の送迎を行います。

〈１日あたりのサービス利用料金〉

下記の料金表は、ご契約者の要支援度・要介護度に応じた料金表になります。
自己負担額合計に各種加算を加算した金額をお支払いいただきます。

単独型短期入所生活介護(個室利用時)

段階	介護度	単位数	機能訓練	夜勤加算	看護加算	サービス体制加算	食費	居住費	利用料金合計
第1段階	要支援1	479	12	―	―	22	300	380	1,193
	要支援2	596							1,310
	要介護1	645		13	8				1,380
	要介護2	715							1,450
	要介護3	787							1,522
	要介護4	856							1,591
	要介護5	926							1,661
第2段階	要支援1	479	12	―	―	22	600	480	1,593
	要支援2	596							1,710
	要介護1	645		13	8				1,780
	要介護2	715							1,850
	要介護3	787							1,922

	要介護４	856	12	13	8	22	600		480	1,991
	要介護５	926								2,061
第３段階	要支援１	479	12	―	―	22	(1)	(2)	880	2,393	2,693
	要支援２	596								2,510	2,810
	要介護１	645		13	8		1,000	1,300		2,580	2,880
	要介護２	715								2,650	2,950
	要介護３	787								2,722	3,022
	要介護４	856								2,791	3,091
	要介護５	926								2,861	3,161
第４段階	要支援１	479	12	―	―	22	1,600		1,650	3,763	
	要支援２	596								3,880	
	要介護１	645		13	8		1,600			3,950	
	要介護２	715					朝　450			4,020	
	要介護３	787					昼　600			4,092	
	要介護４	856					夜　550			4,161	
	要介護５	926								4,231	

単独型短期入所生活介護(多床室利用時)

段階	介護度	単位数	機能訓練	夜勤加算	看護加算	サービス体制加算	食費	居住費	利用料金合計
第１段階	要支援１	479	12	―	―	22	300	0	813
	要支援２	596							930
	要介護１	645		13	8				1,000
	要介護２	715							1,070
	要介護３	787							1,142
	要介護４	856							1,211
	要介護５	926							1,281
第２段階	要支援１	479	12	―	―	22	600	430	1,543
	要支援２	596							1,660
	要介護１	645		13	8				1,730
	要介護２	715							1,800
	要介護３	787							1,872
	要介護４	856							1,941
	要介護５	926							2,011

第3段階	要支援1	479	12	―	―	22	(1)	(2)	430	1,943	2,243
	要支援2	596								2,060	2,360
	要介護1	645		13	8		1,000	1,300		2,130	2,430
	要介護2	715								2,200	2,500
	要介護3	787								2,272	2,572
	要介護4	856								2,341	2,641
	要介護5	926								2,411	2,711
第4段階	要支援1	479	12	―	―	22	1,600		800	2,913	
	要支援2	596								3,030	
	要介護1	645		13	8		1,600			3,100	
	要介護2	715					朝 450			3,170	
	要介護3	787					昼 600			3,242	
	要介護4	856					夜 550			3,311	
	要介護5	926								3,381	

【上記以外の料金】

・送迎加算　片道：184 単位　往復：368 単位

※　通院時における院内付き添いについて、当日の職員配置によっては対応出来兼ねる場合もございます。希望の場合は事前にご相談ください。

※　介護職員等処遇改善加算として、別途利用実績の 17.6%を加算いたします。

※　緊急受入時は緊急短期入所受入加算として、別途 90 単位/日を加算いたします。

※　段階別項目

段階	対象者内容
第 1 段階	・市民税世帯非課税者　・老齢福祉年金受給者　・生活保護受給者等
第 2 段階	・市民税世帯非課税者　・所得と年金合計が 80 万円以下の者等
第 3 段階(1)	・市民税世帯非課税者　・所得と年金合計が 80 万円超 120 万円以下の者等
第 3 段階(2)	・市民税世帯非課税者　・所得と年金合計が 120 万円超の者等
第 4 段階	・上記以外の者

※予防短期入所生活介護費または短期入所生活介護費に各種加算を加算し、介護保険報酬単価数に地域単価数（1 単位：10 円）を乗じ、その小数点以下を切り捨てて算出しておりますので、1 月のご利用日数等により自己負担額合計に変動がございます。ご了承ください。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

※食費は、１日３食召し上がった場合の料金になります。

〇介護保険の給付対象となる各種加算は以下のとおりです。上記料金の他に追加される場合がございます。

ア．看護体制加算（Ⅰ）　　１日　　４単位
　　看護体制加算（Ⅱ）　　１日　　８単位

入所者の定員数により必要な数の看護師の配置または看護職員の配置と、夜間における２４時間の連絡体制を確保し健康上の管理などを行っている場合に発生いたします。

イ．夜勤職員配置加算（Ⅰ）　　１日　　１３単位

夜勤職員基準に従い必要となる夜勤職員の数を基準以上に配置していることにより加算いたします。

ウ．機能訓練体制加算　　１日　　１２単位

機能訓練指導員の職務に専従する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、一定の実務経験を有するはり師またはきゅう師を１人以上配置していることにより加算いたします。

エ．個別機能訓練加算　　１日　　５６単位

専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を「1名以上」配置し、利用者ごとに個別の目標「個別機能訓練計画」を作成し、必要な具体的動作練習や反復訓練などを5人程度以下の小集団または個別に機能訓練指導員が直接指導いたします。

また機能訓練指導員等が利用者の居宅を3ヶ月ごとに1回以上訪問し、当該利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っていることにより加算いたします。

オ．サービス提供体制強化加算（Ⅰ）　　１日　　２２単位
　　サービス提供体制強化加算（Ⅱ）　　１日　　１８単位

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が基準以上に配置していることにより加算いたします。

カ．介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ　所定単位数に１６．３％に相当する単位数
　　介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ　所定単位数に１７．６％に相当する単位数

介護職員等の賃金の改善等を目的に、上記の内、いずれかの区分を１月につき所定単位数（基本サービス費に加算減算を加えた単位数）の合計に加算します。

キ．送迎加算　　片道につき　　１８４単位

施設での送迎をご希望された場合は、通常の実施地域内において発生いたします。

（通常の実施地域）・足利市、邑楽町、太田市、館林市、佐野市。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第５条）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担になります。

＜サービスの概要と利用料金＞

ア．食費　　朝食：４５０円　　昼食：６００円　　夕食：５５０円

（負担限度額の対象者の方は異なります）

当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。ご契約者の自立支援のため、離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

＜食事時間＞　　朝食：　８：００～　９：００　昼食：１２：００～１３：００

夕食：１７：３０～１８：３０

※　尚、食事時間は、衛生管理上、 調理から 2 時間以内とさせていただきます。

※ 食費は、召し上がった分の食事のみご請求いたします。

※ 食事を中止される場合は、前日までにご連絡ください。それ以降のご連絡によっては準備等の都合により料金が発生する場合がありますのでご了承ください。

イ．居住費　多床室　　１日　　８００円　（負担限度額の対象者の方は異なります）

居住費　個室　　１日　１，６５０円　（負担限度額の対象者の方は異なります）

お部屋の使用料として居住費がかかります。居住費の内容は下記の通りとなっています。

※居住費の内容・・・日常生活に関わる光熱水費相当分

ウ．理髪・美容　　要した費用の実費（１，５００円～２，０００円程度）

定期的に、理髪サービス（調髪、顔剃等）をご利用いただけます。

エ．レクリエーション・クラブ活動費　　要した費用の実費（材料代等）

ご契約者の希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

オ．日常生活上必要となる諸費用　　要した費用の実費（材料代等）

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で、ご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を随時ご負担いただきます。（おむつ代は介護保険給付対象となっていますので、ご負担の必要はありません）

カ．実施地域以外の送迎費用　　片道につき　４００円または８００円

通常の実施地域以外の地区の方で、当事業所のサービスを利用される場合は、
住まいと当事業所間の送迎費用として、送迎加算とは別の料金が発生いたします。

＜通常の実施地域＞

・足利市、邑楽町、太田市、館林市、佐野市

＜通常の実施地域以外＞

・別紙でご用意した送迎エリア地図をご参照ください。

※経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う１か月前までにご説明します。

（３）利用料金のお支払い方法（契約書第７条参照）

前記（１）、（２）の料金・費用は、サービス利用終了時に、ご利用期間分の合計金額をお支払いください。

（４）利用の中止、変更、追加（契約書第８条参照）

〇利用予定期間の前に、ご契約者の都合により短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの実施日前日までに事業所に申し出てください。

〇利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の５０％ （自己負担相当額）

〇サービスの利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間を契約者に提示して協議します。

〇ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

〇介護支援事業所の介護支援専門員により緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない入所生活介護を提供する場合、入所日から起算して７日を限度とし（状況により上限１４日）、別途緊急短期入所受入費を申し受けます。

（５）業務継続に向けた取組み

当事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するために以下の措置を講じます。

〇業務継続に向けた計画等の策定

〇定期的な研修および訓練の実施

５．高齢者虐待防止について

当事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとします。

〇虐待を防止するための職員に対する研修の実施

〇利用者およびその家族からの苦情処理体制の整備

〇その他虐待防止のために必要な措置

事業所は、サービス提供中に養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

６．身体拘束について

当事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものといたします。また身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。

７．苦情・虐待相談の受付について（契約書第２１条参照）

（１）当事業所における苦情・虐待相談の受付

当事業所における苦情や虐待におけるご相談は以下の専用窓口で受付けます。

〇 受付窓口　　〈管　理　者〉竹ヶ原亮

〈生活相談員〉武藤由美子　浅沼慎也

〇 苦情・虐待相談解決責任者　　〈管　理　者〉竹ヶ原亮

〇 受付時間　毎週 月曜日～金曜日　　８：３０～１７：３０

〇 連絡先　TEL０２８４－６４－８４４４　FAX０２８４－６４－８４４３

又、苦情相談受付ボックスを窓口に設置しております。

（２）行政機関その他苦情・虐待相談受付機関

栃木県国民健康保険団体連合会 苦情処理課	所在地　〒320-0033 栃木県宇都宮市本町 12-11　栃木会館 3F 電話番号　028-643-2220 受付時間　8：30～17：00

栃木県運営適正化委員会 とちぎ福祉プラザ内	所在地　〒320-8508 栃木県宇都宮市若草 1-10-6 電話番号　028-622-0524 受付時間　9：00～16：00
足 利 市 役 所 元 気 高 齢 課	所在地　〒326-0808 栃木県足利市本城 3 丁目 2145 電話番号　0284-20-2136 受付時間　8：30～17：30

８．サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたり、快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

（１）施設・設備の使用上の注意（契約書第１２条参照）

〇居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

〇故意に又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり汚したりした場合には、ご契約者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

〇ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但しその場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

〇当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

（２）喫煙

火災防止のため、施設内は全面禁煙となりますのであらかじめご承知おきください。

（３）サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記の協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

①　配置医師

医療機関の名称	本庄記念病院
所在地	栃木県足利市堀込町 2859
診療科	内科

② **協力医療機関**

医療機関の名称	医療法人長崎病院
所在地	栃木県足利市伊勢町１丁目　4-7
診療科	内科、消化器科、外科、整形外科、泌尿器科、肛門科、 リハビリテーション科

（4）　面会時間について

面会時間は　１０：００　～　１１：３０　　１３：００　～　１６：００

※来訪前に必ずご連絡をいただきますようお願い致します。

※他入居者のプライバシー、個人情報については十分にご配慮ください。

※感染症流行期や感染症発症時には面会をご遠慮いただくこともあります。

９．損害賠償について（契約書第 13 条、第 14 条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して、相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じることができるものとします。

１０．サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の２日前までに契約終了の申し入れが無い場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由が無い限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第１６条参照）

①ご契約者が死亡した場合
②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください）。
⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい）。

（1）　ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 17 条、第 18 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の７日前までにお申し出ください。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
②ご契約者が入院された場合
③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
⑥事業者もしくはサービス従事者が、故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷付け、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷付けた場合、もしくは傷付ける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（2） 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 19 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
②ご契約者によるサービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（3） 契約終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

個人情報の取り扱いについて

当事業所は、ご利用者及びそのご関係者の個人情報について、個人情報規程に基づき厳重に取り扱います。事業所が知り得たご利用者及びそのご関係者の個人情報については、第三者に故意または過失により開示・公表・提供または漏えい更に、自ら使用しないことを誓約いたします。（詳細は個人情報に関する基本方針を参照）また、ご利用者の生活が快適に送れますよう、行事・レクリエーション活動等での写真、作品の作成者名等を、一部施設内での掲示や、利用者にわかりやすいよう使用されている私物や座席の名札プレート、食事札、下駄箱に個人名を記載しております。この掲示内容に関して、ご利用者ご本人またはご家族等より削除の求めがあれば、直ちに掲示内容を削除いたします。（詳細は個人情報に関する基本方針を参照）

（個人情報に関する基本方針）

社会福祉法人圓会（以下「法人」という。）は、利用者等の個人情報を適切に取り扱うことは、介護サービスに携わるものの重大な責務と考えます。法人は、保有する利用者等の個人情報に関し、適正かつ適切な取り扱いに努力するとともに、広く社会からに信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関する関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ることをここに宣言します。

記

（1）個人情報の適切な取得、管理、利用、開示、委託

① 個人情報の取得にあたり、利用目的を明示した上で、必要な範囲の情報を取得し、利用目的を通知または公表し、その範囲内で利用します。

② 個人情報の取得・利用・第三者への提供にあたり本人の同意を得ることとします。

③ 法人が委託をする医療・介護関係事業者は、業務の委託に当たり、個人情報保護法と厚生労働省ガイドラインの趣旨を理解し、それに沿った対応を行う事業者を選定し、かつ個人情報に係る契約を締結した上で情報提供し、委託先への適切な監督をします。

（2）個人情報の安全性確保の措置

① 法人は、個人情報保護の取り組みを、全役職員に周知徹底させるために、個人情報に関する規則類を整備し、必要な教育を継続的に行います。

② 個人情報への不正アクセス、個人情報の漏洩、滅失、またはき損の予防及び是正のため、法人内において規則類を整備し、安全対策に努めます。

（3）個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者への停止等への対応

法人は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者への提供の停止等の申し出がある場合には、速やかに対応します。これらを希望される場合には、下記までお問い合わせ下さい。

＜個人情報相談窓口＞　　TEL　０２８４－６４－８４４４（代表）

契約締結書

私、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　は、ショートステイほりごめの里（以下、「事業者」といいます）が利用者に対して行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護について、下記の書類の内容について、説明を受け、内容に同意し、契約を締結しました。

説明者　　ショートステイほりごめの里　　生活相談員　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□ 重要事項説明書
□ 契約書
□ 個人情報の取り扱いについて

本契約の成立を証するため本書２通を作成し、利用者及び事業者が１通ずつ保有するものとする。

契約締結日　　令和　　年　　月　　日

契約者氏名

事業者　住　　所　〒373-0024　群馬県太田市上小林町１４６５－１
事業者名　社会福祉法人　圓会
ショートステイ　ほりごめの里
代表者名　理事長　園田　哲男

利用者　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署名代理者（又は法定代理人）
住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（本人との続柄）＿＿＿＿

身元引受人及び連帯保証人
住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（本人との続柄）＿＿＿＿